

令和7年度

水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点
4. 水質検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他

うきは市水環境課

1.水質検査計画に関する基本方針

うきは市水環境課では、簡易水道事業に加入していただいている世帯（西屋形・千代久・冠・八竜）の皆さまに「安全で安心な」水道水を供給するため、水源の水質を常に把握し、その状況に応じた適切な浄水処理を行なわなければなりません。

また、うきは市内の住宅における専用水道事業についても同様です。

うきは市水環境課では、水道法で義務付けられている水質検査基準項目について、検査を実施します。

水道水の検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2.水道事業の概要

うきは市の水道事業は、簡易水道と専用水道事業を行っています。

簡易水道事業では、富永簡易水道事業と鷹取簡易水道事業の2事業を行っており、両簡易水道については別々の地下水を水源としております。

また、専用水道事業については、市営西隈上団地、市営一の瀬団地、県営一の瀬団地、市営高見団地、県営蓮町団地、市営西福益団地、市営新治団地、に上水を供給していますが、それぞれ同敷地内の地下水を水源としています。

(1) 簡易水道事業

令和6年度給水状況

給水区域	うきは市吉井町富永及び鷹取の一部
給水人口	658 人
給水戸数	254 戸（事業所 10、県立浮羽究真館高校を含まない）

* 富永簡易水道では、県立浮羽究真館高校にも給水を行っています。

○富永浄水場系統（自己水源）

富永浄水場系統は、千代久地区に井戸をさく井しており、それを水源とし同一敷地にある富永浄水場へ揚水しています。富永浄水場では、除マンガン除去及び塩素での消毒処理を行い、場内の配水池に貯水し、加圧ポンプにて富永地区へ給水しています。

	富永浄水場
事業主体	うきは市
所在地	うきは市吉井町富永 1997 番地 4
原水種別	地下水
処理方法	除マンガ ン 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ）
配水池容量（ m^3 ）	175（100 m^3 . 75 m^3 ）
給水能力（ m^3 / 日）	300
一日最大給水量（ m^3 / 日）	247
一日平均給水量（ m^3 / 日）	180

○鷹取浄水場系統（自己水源）

鷹取浄水場系統は、鷹取地区に井戸をさく井しており、その水源から鷹取浄水場まで揚水しています。鷹取浄水場では、急速ろ過装置でのろ過及び塩素での消毒処理を行い、鷹取配水池に貯水し、自然流下にて鷹取地区へ給水しています。

	鷹取浄水場
事業主体	うきは市
所在地	うきは市吉井町鷹取 1451 番地 17
原水種別	地下水
処理方法	急速ろ過 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ）
配水池容量（ m^3 ）	36.75
給水能力（ m^3 / 日）	120
一日最大給水量（ m^3 / 日）	114
一日平均給水量（ m^3 / 日）	91

(2) 専用水道事業

令和6年度給水状況

団地名	給水戸数	給水人口
市営西隈上団地	45 戸	67 人
市営一の瀬団地	31 戸	48 人
県営一の瀬団地	51 戸	86 人
市営高見団地	36 戸	60 人
県営蓮町団地	75 戸	138 人
市営西福益団地	50 戸	82 人
市営新治団地	54 戸	104 人

3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点

(1) 原水の状況

うきは市の富永簡易水道の原水は、うきは市吉井町富永の千代久地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。富永簡易水道事業は昭和35年（創設）給水開始しており、水の供給を行っていましたが、その後昭和59年度に近年の生活水準の向上により使用水量が増加したため、水の供給の安定をはかるため井戸を掘り直しました。

一方、鷹取簡易水道の原水は、うきは市吉井町鷹取の八竜地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。

また、専用水道の原水も、住宅の敷地内に井戸をさく井し、それを原水としています。

(2) 水質管理上の注意点

うきは市の簡易水道と専用水道では地下水を原水としており、水道事業を行っていない他の地区についても地下水での生活を昔からしているほど良質な水質を保っています。しかし、水源の周辺地域には住宅地や田、畑があり生活雑排水や農薬が、地下水に影響を及ぼす可能性があります。また、夏場には水温が高くなるため残留塩素濃度の低下など衛生上の管理にも注意が必要です。

4. 水質検査地点

うきは市では、次の箇所にて毎日検査及び水質基準項目の検査を実施します。簡易水道の検査地点については別紙地図をご参照ください。

a) 毎日検査地点（色、濁り、臭い、残留塩素）

NO	区分	検査地点
1	簡易水道	うきは市吉井町富永地内（個人宅）
2	簡易水道	うきは市吉井町鷹取地内（個人宅）
3	専用水道	市営西隈上団地（ポンプ室）
4	専用水道	市営、県営一の瀬団地（ポンプ室）
5	専用水道	市営高見団地（ポンプ室）
6	専用水道	県営蓮町団地（個人宅）
7	専用水道	市営西福益団地（個人宅）
8	専用水道	市営新治団地（個人宅）

b) 水質基準項目検査地点

NO	区分	採水場所	住所
1	簡易水道	西屋形区公民館	うきは市吉井町富永 779 番地 5
2	簡易水道	鷹取親水公園	うきは市吉井町鷹取 1075 番地 2
3	専用水道	市営西隈上団地	うきは市浮羽町朝田 261 番地 1
4	専用水道	市営、県営一の瀬団地	うきは市浮羽町朝田 1257 番地 1
5	専用水道	市営高見団地	うきは市浮羽町高見 93 番地
6	専用水道	県営蓮町団地	うきは市吉井町福益 81 番地
7	専用水道	市営西福益団地	うきは市吉井町福益 78 番地 1
8	専用水道	市営新治団地	うきは市吉井町新治 599 番地 1

5.検査項目と検査頻度

別紙「水質基準の回数減、省略に関する一覧表」をご参照ください。

6. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化した時
- (2) 水源に異常があった時
- (3) 水源付近、給水区域周辺等において消化器系感染症が流行している時
- (4) 浄水過程に異常があった時
- (5) その他、特に必要があると認められた時

7. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等）により行います。

水質基準項目及び臨時の水質検査業務については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、水道法の定めにより毎事業年度前に策定し、公表するとともに、検査結果についても公表します。

なお、公表の方法は、水環境課窓口にて公表します。

9. その他

(1) 水質検査結果の評価

水質検査結果については供給水の検査結果が、水道法に規定された水質基準を満たしていることを確認し、必要な措置を講じていきます。

(2) 水質検査計画の見直し

供給水の水質検査の結果だけでなく、水源の状況や浄水場の工程管理等も評価し、次年度における検査計画に反映させます。

(3) 水質検査結果の精度及び信頼性の保証

水質検査における分析の精度のほか、信頼性の保証も併せて求められています。水質検査業務については厚生労働大臣登録機関に委託していますが、契約時等に水質検査の信頼性確保に関する取組について確認を行っています。

(4) 関係機関との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、市市民生活課、市保健課、県保健福祉事務所、河川管理者である県土事務所等と情報交換を図りながら、連携した現地調査と適正な浄水方法を行い、水道水の安全確保に努めます。

お問い合わせ先

うきは市役所 水環境課 上下水道管理係

福岡県うきは市吉井町新治 316 番地

電話：0943 - 75 - 4983（直通） Fax：0943 - 75 - 5509

(令和7年度)水質基準の回数減、省略に関する一覧表(富永簡易水道、鷹取簡易水道、西隈上団地、蓮町団地、西福益団地、新治団地)

水道法施行規則第15条第1項関係

番号	項目	基準	省略可否	法定検査頻度	検査回数の減	うきは市の実施状況(注3)	
						浄水(2か所)	原水(2か所)
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	×	月1回以上	不可	月1回	年1回
2	大腸菌	検出されないこと	×	月1回以上	不可	月1回	年1回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下(Cd換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下(Hg換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下(Se換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下(Pb換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下(As換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下(Cr ⁶⁺ 換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下(CN換算)	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	年1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	×	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下(F換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下(B換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
21	塩素酸	0.6mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下(Zn換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下(Al換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下(Fe換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下(Cu換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下(Na換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下(Mn換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
38	塩化物イオン	200mg/L以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	原因藻類発生時期に月1回以上	不可	年1回	年1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○		不可	年1回	年1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
45	フェノール類	0.005mg/L以下(Ph換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	(減)年1回	年1回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
47	pH値	5.8以上8.6以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
48	味	異常でないこと	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
49	臭気	異常でないこと	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
50	色度	5度以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
51	濁度	2度以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
(注3)	クリプトスポルジウム	-	-	-	-	-	年4回

(注1) 原水の水質が大きく変わるおそれがない、少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上まで、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注2) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 水道法とは別に、厚生労働省の指導のもと本市が独自に行っている検査です。

番号	項目	基準	省略可否	法定検査頻度	検査回数の減	うきは市の実施状況(注3)	
						浄水(2か所)	原水(2か所)
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	×	月1回以上	不可	月1回	年1回
2	大腸菌	検出されないこと	×	月1回以上	不可	月1回	年1回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下(Cd換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下(Hg換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下(Se換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下(Pb換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下(As換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下(Cr ⁶⁺ 換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下(CN換算)	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	年1回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	×	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下(F換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下(B換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
21	塩素酸	0.6mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	3月に1回以上	不可	3月に1回	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下(Zn換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下(Al換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下(Fe換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下(Cu換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下(Na換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下(Mn換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
38	塩化物イオン	200mg/L以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	原因藻類発生時期に月1回以上	不可	年1回	年1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○		不可	年1回	年1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
45	フェノール類	0.005mg/L以下(Ph換算)	○	3月に1回以上	年1回または3年に1回(注1)	3月に1回	年1回
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
47	pH値	5.8以上8.6以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
48	味	異常でないこと	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
49	臭気	異常でないこと	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
50	色度	5度以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
51	濁度	2度以下	×	月1回以上	3月に1回以上(注2)	月1回	年1回
(注3)	クリプトスポリジウム	-	-	-	-	-	年4回

(注1) 原水の水質が大きく変わるおそれがない、少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上まで、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注2) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 水道法とは別に、厚生労働省の指導のもと本市が独自に行っている検査です。

別紙

給水区域拡大図 (A1) S=1/5,000
(A3) S=1/10,000



名称	区分	面積 (km ²)	
		旧	新
行政区域	(うきは市全体)	117.55	117.55
鷹取簡易水道	■ 既存区域	0.50	0.50
富永簡易水道	■ 既存区域	0.48	0.48
	■ 拡張区域		
	① 下流部の一部		0.005
	② 流路原、鳥越の一部		0.066
	③ 上流部、原の一部		0.012
	④ 上水先、中水先、上水先の一部		0.017
	(拡張区域 小計)		0.100
	■ 富永簡易水道 計	0.48	0.58

鷹取簡易水道

鷹取工業団地

水質基準項目検査地点

浮羽究真館高校

千代久水源 (深井戸 300m³/日)
千代久浄水場
(除マンガン装置追加)

水質基準項目検査地点

毎日検査地点

千代久
加圧ポンプ場

毎日検査地点

富永簡易水道

冠・八竜地区浄水場
(急速ろ過機追加)

一ノ瀬水源井
深井戸 120m³/日

凡 例

	行政区域
	簡易水道給水区域 (届出対象、既存区域)
	簡易水道給水区域 (届出対象、拡張区域)
	簡易水道給水区域 (対象外)
	配水本管

0 500m

工事名	富永・鷹取簡易水道事業 変更届出書作成業務委託		
図面名	富永簡易水道 給水区域拡大図		
縮尺	(A1) 1/5,000 (A3) 1/10,000	図面番号	02
設計	平成 28 年 10 月		